

# 新しい電子申請が始まります。

令和3年9月1日より、「新しい電子申請」のサービスを開始いたします。

これまでご利用いただいていた NICE WEB 申請システムをそのままご利用いただき、電子署名不要にて、電子申請としてご利用いただけます。また、新たに NICE システムをご利用の申請者様にもわかりやすい内容となっております。

これに伴い、WEB 申請（事前申請）は8月末日をもって終了させていただきます。

これまで以上にご利用しやすいシステム運用を目指してまいりますので、何卒よろしくお願いいたします。

## 1 電子署名が不要となり、申請手続きが簡便かつ迅速に行えます。

「押印を求める手続の見直し等のための国土交通省関係省令の一部を改正する省令」の施行（令和3年1月1日）に伴い、建築基準法施行規則が一部改正され、申請者等の押印が不要となりました。これに伴い電子署名の登録手続きや署名付与の手間が無くなり、申請手続きが簡便かつ迅速に行えます。

## 2 各種届出もご利用対象となります。

これまで WEB 申請で取扱対象外だった軽微な計画変更届や地番変更届など、各種届出もご利用対象となります。※確認済証等原本提出が必要となる工事取止届出等、一部取扱対象外となる届出があります。詳細については、電子申請マニュアルをご確認ください。

## 3 申請対象が拡大します。

電子署名申請の申請対象は法第6条第1項4号建築物ですが、新しい電子申請はこれまでの WEB 申請同様、500㎡以下のすべての建築物（構造計算適合性判定、省エネ適合性判定が必要なものは除く）の新築、増築、改築が申請対象となります。

## 4 これまでの NICE システムをそのままご利用いただけます。

操作方法も変わりなく、今まで同様ご利用いただけます。

今後、建築確認検査電子申請等ガイドライン改訂版やシステムの更新等により、一部システムのリニューアルを予定しています。それまでは暫定的に、申請の際は「紙申請」を選択してください。【裏面参照】

なお、WEB 申請は8月31日（火）をもって終了となります。これまで申請の際選択いただいていた「紙申請」は「新しい電子申請」でのお取扱となります。

## 5 本申請受付時の紙面提出が不要です。

WEB 申請では本申請時に、正本や副本等書面にてご用意いただいていたが、電子申請は電子データが書面に代わる申請図書となるため、紙面での提出は不要となります。

※当面、消防同意に伴う印刷郵送費用は無償で行います。

## 6 申請者欄は建築主様のお名前でも申請いただけます。

電子署名申請では、申請書第1面の申請者名は、電子署名が必要なことから代理者様のお名前でも申請いただいていたが、今後は、建築主様のお名前でも申請いただけます。

## 7 申請先は本部事務所の他、湘南台事務所もご利用いただけます。

新しい電子申請は事務所やご自宅にて申請可能ですが、確認済証等を窓口にてお受け取りいただく際、ご都合の良い事務所を選択いただけます。

## ご利用の際のご注意

これまでご利用いただいていた WEB 申請は 8 月 31 日をもって終了させていただきますが、電子署名を利用する電子署名申請はこれまで同様ご利用いただけます。

**新しい電子申請**にて申請いただく際は、申請画面の署名方法欄は「**紙申請**」を選択いただき、あわせて備考欄に「**電子申請**」を入力してください。

また、電子署名を利用した電子署名申請にて申請いただく際は、これまで同様「電子署名」を選択してください。

## ◆新しい電子申請の入力方法◆

申請種別: 建築物 - 確認

署名方法:  紙申請  電子署名

申請先: [ ]

支払方法: [ ]

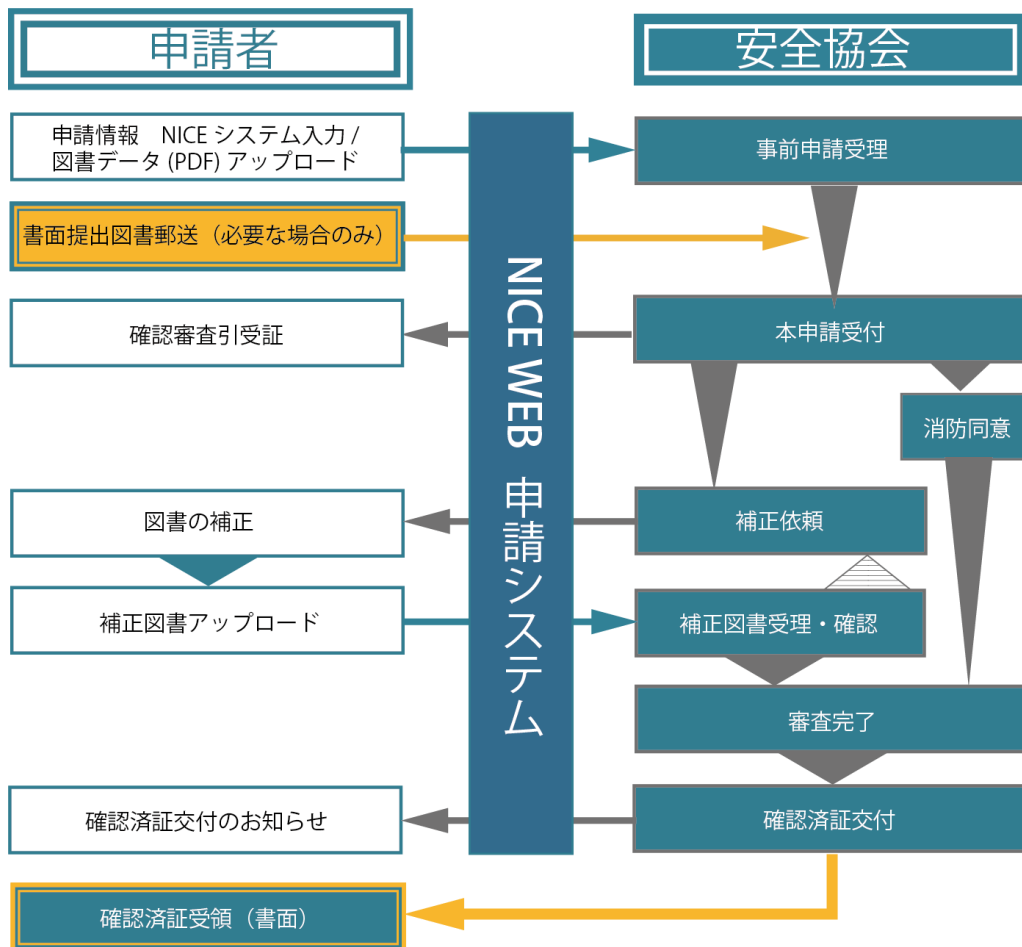
請求先: [ ] 参照

受取方法:  手渡し  郵送

備考: 電子申請

- ※ 新しい電子申請は、NICE システムにて補正等完結していただく必要があります。
- ※ 申請図書に不足がある場合、事前審査扱いとなりますのでご注意ください。
- ※ フラット 35 (S を含む) もご利用いただけます。
- ※ 既に WEB 申請にて申請済の物件については、本申請受付前であれば新しい電子申請に切替えができます。ご希望の場合は、審査担当にその旨お伝えください。

## 新しい電子申請 建築確認申請フロー



- ※NICE システムから申請図書データ (副本データ) のダウンロードが可能です。
- ※システム内の申請図書データを CD-R でお渡しする有償オプションもございます。